

今治市玉川龍岡活性化センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：農水港湾部
農林振興課

今治市玉川龍岡活性化センターの指定管理者の予定者となる団体(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市玉川町龍岡下乙18番地1
- (2) 施設の設置目的 地域特産品の開発、製造及び販売することにより、地域住民のふれあいと地域農業の振興を図ることを目的とする。

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 平成29年12月21日(木)～平成29年12月28日(木)
- (2) 応募者(2団体)

団体名	代表者名	住所
株式会社 ありがとうサービス	代表取締役 井本 雅之	今治市八町西三丁目6番30号
玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会	長野 和幸	今治市玉川町龍岡下甲347番地1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市玉川龍岡活性化センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式(あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式)により採点を行い、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・物品販売に当たっての方針 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用(地元雇用・再雇用) ・障害者雇用への取組み ・子育て支援への取組み ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
	現行指定管理者 ・モニタリング結果	8点
	現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、株式会社 ありがとうサービスを指定予定者として選定した。

団体名	株式会社 ありがとうサービス (A団体)	玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会 (B団体)
審査基準Ⅰ	適	適
審査基準Ⅱ	36.8点	34.4点
審査基準Ⅲ	25.0点	23.0点
審査基準Ⅳ	25.8点	27.0点
審査基準Ⅴ	12.0点	11.1点
審査基準Ⅵ	4.1点	5.0点
審査基準Ⅶ	21.5点	24.0点
合計	125.2点	124.5点

- 審査基準Ⅰについては、適正と評価された。
- 審査基準Ⅱについて、(B)においては会員や地元協力団体の奉仕による自主事業など、長年にわたる地域に根付いた運営実績が評価された。これに対し(A)は、飲食ゾーンの強化と近隣施設との連動企画など利用者のサービス向上にかかる具体的な計画、また、利用したい・寄りたい施設としての提案など、リピーター増加にかかる具体的な提案などがより高く評価され、(A)、次いで(B)の順で評価された。
- 審査基準Ⅲについては、各団体において提案された額が管理経費の総額の上限(11,940千円)以内であったが、(A)の管理経費の縮減への取り組みが最も高く評価され、次いで(B)の順で評価された。
(指定管理料基準額： 株式会社 ありがとうサービス：11,000千円(5年間)、
玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会：11,940千円(5年間))
- 審査基準Ⅳについて、(A)においては平成24年に上場を果たした組織であり、人材育成にかかる研修計画や情報管理能力の安定性と信頼性、また労災防止等安全管理能力などの組織体制が評価された。これに対し(B)は、施設開設前から地元地域で活動している組織であり、婦人会・老人会・生活研究グループ・猟友会など、地域に密着した各種団体との連携がより高く評価され、(B)、次いで(A)の順で評価された。
- 審査基準Ⅴについて、(B)においては長年による施設の円滑な運営と、地域の人材活用となりうる地元雇用の積極的な取り組みが評価された。これに対し(A)は、地元雇用の積極的な取り組みは勿論、収益処分方法として先進地への視察、商品開発への挑戦など具体的な提案、また、市が行う子育てファミリーショップ事業の継続やワーク・ライフ・バランスの視点による制度設計や取り組み提案がより高く評価され、(A)、次いで(B)の順で評価された。
- 審査基準Ⅵについて、(A)においては、小売・飲食業を通じた豊富な接客ノウハウに加え、生産者とのつながりに積極的に取り組む姿勢が評価された。これに対し(B)は、モニタリング結果による現在までの運営実績が評価されており、(B)、次いで(A)の順で評価された。

- 審査基準Ⅶについて、(A)においては、当該施設の運営実績もなく未知数ではあるものの、組織力を活かした取り組みとしてこれまで以上の事業展開が期待できることが評価された。これに対し、(B)は、これまでの経験と実績を活かし、地域に密着した事業の展開を期待する意見も多くある。また、この地域に生活する者として、この地域をどうにかしなければならぬという強い気持ちがより高く評価され、(B)、次いで(A)の順で評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、各団体とも「施設の運営が住民の平等利用を確保することができること」、「施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること」、「施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること」、及び「施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること」、「業務の実施を通じて地域貢献できる見込みがあること」などが認められた。

よって、各団体ともそれぞれの得意分野を活かした提案となっている中、(A)が合計点数において優れる結果となり、(A)が指定予定者として選定された。

また、審査の際に施設の管理運営に対して出された要望・意見について、下記のとおり報告しておく。

- 施設を活かした具体策として、技術面においては、高齢者と後継者が活発に交流できる体制づくり、また、経営面においては経験とノウハウを活かし、自信があるものについては自信をもって価格設定をするなど、生産者と共に考え行動する機会を作る提案がなされている。地域の現状をよく把握し、地元生産者にとって現状維持からの良い転換を期待したい。
- 地域コミュニティとの連携については、施設を拠点としてコミュニティを作ることが大切である。いろいろな事業展開についての経験を活かし、地域住民と共に、これらの活動が地域の活性化に大切なものであることを共有していくなど、地域を巻き込んだ活動を期待したい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで